

【売店】 質問に対する回答

No.	項目	質問	回答
1	募集要項 3 売店運営委託契約期間	委託開始日は奈良市役所様から物件のお引渡しを受けた日となりますか。それとも売店運営を開始(開店)した日となりますか。	原則として運営開始日となります。
2	様式3	(様式3)売店の業務実績記載項目『年間売上額』がございます。各官公庁様との契約内容(守秘義務)で開示出来ない売店については「開示不可」と記入しても差支えございませんか。	開示できない部分は「開示不可」としていただいて差し支えありません。
3	募集要項 6 参加手続き (1)	参加申込時における提出書類の⑧『営業許可書等』営業に関する資格等の写しとございます。これは具体的に何が必要となりますか。 (※店舗工事終了後に保健所の検査を受けます。申込時では奈良市役所内売店における営業許可書に関してはございません。)	既存店舗がある場合の営業許可書や食品衛生管理者の資格証明書などを想定していますが、無い場合は運営開始までに取得する営業許可等の計画書を提出してください。
5	募集要項 8 採用決定後の手続き等	採用決定後、契約書及び仕様書の定めのない事項について双方協議の上、万が一合意にいたらなかった場合、辞退は可能ですか。可能な場合、違約金等は発生いたしますか。	辞退することは可能です。 運營業務委託契約締結前に違約金は発生しません。
6	様式6	(様式6)企画提案書(売店)に組織図や配置人員がわかるローテーション表などは図などを貼り付けても差支えございませんか。	図を貼り付けることも、別紙にすることも可能です。
7	募集要項 8 採用決定後の手続き等 (2)	8採用決定後の手続き等(2)においてFC加盟者に運営を任せること(使用貸借)ができると記載されております。FC加盟者に限り転貸借は可能ですか。	例えば運営を任せたFC加盟者が、運営を継続できなくなった場合、チェーン本部の責任において新たなFC加盟者を募り運営を任せることは可能です。 ただし、この場合切れ目なく運営をいただくことが前提となります。